

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律

九四

◎我が国における産業活動の革新等を

図るための産業活力再生特別措置法

等の一部を改正する法律

(平成二十二年四月三〇日法律第二九号)

一、提案理由(平成二十二年三月二五日・衆議院経済産業委員会)

○二階国務大臣 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現在、世界的な資源価格の不安定化や金融危機など、国際経済の急激かつ構造的な変化が起こっており、我が国の経済雇用情勢も急速に悪化しつつあります。このため、現下の経済情勢への緊急対応として、中小・小規模企業の資金繰り支援や当面の雇用対策といったセーフティネットを整備しているところがあります。

しかし、この危機を乗り越え、我が国経済が持続的に発展し

ていけるようにするためには、あわせて、資源や資金、知的財産や技術などの経営資源の一層効果的、効率的な活用を促進し、我が国における産業活動の革新を図ることが必要であります。これにより、現下の経済情勢のもとでの雇用を下支えするとともに、将来に向けた雇用を創出するため、本法律案を提出した次第であります。

これらの措置は、昨年九月に閣議決定した新経済成長戦略改訂版を実行に移すためのものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、産業活力再生特別措置法の一部改正であります。

第一に、事業者の資源生産性の向上を支援します。

資源価格が不安定な今日、我が国産業をこれに左右されにくい体質へと強化することが必要になっております。このため、事業者がみずからの資源生産性を向上させるための計画や、資源制約のもとで新たな市場の開拓が見込まれる製品を生産する計画の認定制度を創設します。認定を受けた事業者に対し、設備投資や組織再編等に対する支援措置を講じます。

第二に、事業者の資金調達の支援を強化します。

金融危機により事業者の資金調達が困難となりつつあります。このため、本法に基づき計画の認定を受けた事業者に融資や出資を行う金融機関の信用リスクを軽減する措置を講ずるこ

とにより、当該事業者の資金調達の円滑化を図ります。

第三に、将来の成長の芽となる事業活動に対する支援を強化します。

今日、成長著しい市場のニーズに対応していくためには、自社の経営資源のみならず、技術や知識など他社の経営資源も有効に組み合わせることが重要となっております。また、金融危機によりリスクマネーの供給が大幅に落ち込んでいます。このため、株式会社産業革新機構を通じ、このような事業活動に対して出資等の支援を行う体制を整備します。

第四に、中小企業の事業再生支援を強化します。

経済状況が著しく悪化する中、雇用を初め地域経済を支える中小企業の再生は重要な課題であります。このため、財務状況が悪化している中小企業が、将来性のある事業を他の事業者に引き継ぎつつ再生する計画の認定制度を創設します。認定を受けた中小企業に対しては、営業に必要な許認可の承継や資金供給の円滑化のための措置を講じます。あわせて、中小企業再生支援協議会による支援体制を強化します。

次に、鉱工業技術研究組合法及び産業技術力強化法の一部改正であります。

第一に、技術が高度化、複雑化する中、鉱工業技術の分野に限らず、サービスを含む産業技術分野全般において、企業同士

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律

で協調して効率のよい研究開発と実用化を行う必要があります。このため、鉱工業技術研究組合法の技術範囲の拡大を行うとともに、技術研究組合の株式会社への組織変更を円滑にする措置等を講じます。

第二に、産業技術総合研究所等による企業の研究開発の支援を充実するため、企業等との共同研究成果を産業技術総合研究所等が継承した場合の特許料の特例措置など所要の措置を講じます。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成二十一年四月七日)

○東順治君 たいいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

我が国の経済は、金融危機による急速な景気の悪化や世界的な資源価格の不安定化等、さまざまな課題に直面いたしております。

本案は、このような経済の急激な構造変化に対応するため、

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律

九六

我が国の産業活動を革新し、あわせて産業活力の再生を確実なものにしようとするものであります。

その主な内容は、まず、

金融危機により資金調達が困難となった事業者に対し、融資や出資を行う金融機関の信用リスクを軽減する措置を講ずるとともに、

みずからの経営資源以外の他社の経営資源を有効に活用する、将来の成長の芽となる事業活動を支援するため、株式会社産業革新機構を創設し、出資等の支援を行うこととするほか、将来性のある事業を他の事業者に引き継ぎつつ事業再生を図る中小企業の取り組みに対し、許認可の特例や資金供給の円滑化のための支援措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る三月二十四日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌二十五日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、参考人から意見を聴取するなど慎重な審査を重ね、四月三日質疑を終了いたしました。質疑終局後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二十二年四月三日）

政府は、最近における資源価格の不安定化及び世界的な金融危機等による経済の急激かつ構造的な変化にかんがみ、当面の経済運営に政策を総動員して対処するとともに、我が国の産業活力の再生を確実なものとし、持続的な成長を可能とする新たな産業構造を構築するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 株式会社日本政策金融公庫による指定金融機関に対する損失補てんの仕組みについては、指定金融機関から一般事業会社への出資に公的資金を活用する異例の措置であることにかんがみ、早急に支援決定の具体的な基準及び手続に関し告示等で明文化するものとし、公正性及び透明性の確保を図りつつ、慎重かつ限定的な運用に努めるとともに、安易な企業救済により事業者のモラルハザードを招くことのないよう配慮すること。なお、危機対応業務をはじめとする政策金融については、今後の経済情勢の推移等を踏まえつつ、必要があると認められるときは、その在り方についても検討を加えるよう努めること。

二 中小企業の再生支援に当たっては、追加された仕組みを含め、関係者に広く周知するよう引き続き努力するとともに、

経営の強化に寄与する人材の育成・確保及び海外事業の展開のための支援施策の充実強化に取り組むこととし、これらの事項に関する方針を中小企業再生支援指針において明確化すること。

三 事業再構築など既存の計画、資源生産性革新、中小企業承継事業再生など新たな計画の全てについて、計画に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期するため、計画の作成に当たり、事業者が労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、また、計画の実施に際して、事業者が雇用の安定等に十分な配慮を行うことを確保することにより、労働者の雇用の安定に最大限の考慮を払いつつ当該計画が実施されるよう、厳に適切な運用を行うこと。

四 中小企業承継事業再生計画については、人員削減が主たる目的とならないこと、第二会社に移行しない労働者がいる場合はその選定が恣意的にならないよう、労働組合等と協議により十分に話し合いを行うことを要件として認定をすること。

五 中小企業承継事業再生計画については、第二会社方式による事業再生の対象となる中小企業者（特定中小企業者）について、第二会社に移行する労働者の労働契約及び労働条件が不当に切り下げられることのないよう、また、第二会社に移

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律

行しない労働者がいる場合にはその雇用の安定に努めるよう、労働組合等と協議により十分に話し合いを行うことを要件として認定をすること。

六 事業再構築等の計画認定を受けた企業に対して指定金融機関が行う出資に対する日本政策金融公庫の損失補てん制度の運用に当たっては、雇用の安定等に十分な配慮を行うことを前提とし、対象事業者の選定について、然るべく基準を明記すること。

七 株式会社産業革新機構については、過去の類似施策の検証の上に立ちつつ、民間の目利き人材の十分な確保及びその積極的活用等を図り、出資対象の審査を継続的かつ厳格に実施する体制を整備するとともに、事業内容等に対する厳正なチェック機能を確立し、出資の保全・回収が確保されるよう努めること。

三、参議院経済産業委員長報告（平成二十一年四月二日）

○櫻井充君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の国際経済の構造的な変化に我が国経済が対応するためには、我が国の産業がその産業活動を革新することが重要であることにかんがみ、資源生産性の向上に向けた取

組への支援、株式会社日本政策金融公庫による指定金融機関の出資に対する損失補てん制度の創設、オープンイノベーションを促進する事業活動に対し資金供給等を行う株式会社産業革新機構の創設、中小企業が第二会社方式により事業の再生を図る取組に対する支援等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、資源生産性革新計画を中小企業も活用できるよう支援すべきであること、株式会社産業革新機構における目利き人材の確保と積極的活用が必要であること、中小企業承継事業再生計画が人員整理に利用されないよう配慮すべきであること等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年四月二日)

政府は、国際経済の急激かつ構造的な変化に対し、経営資源の一層の効率的、効率的な活用を促進し、我が国における産業活動の革新を図ることが必要であることにかんがみ、本法施行

に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 株式会社日本政策金融公庫の損失補てん制度に基づく指定金融機関による企業への出資に関しては、当該制度が公的資金を活用する異例の措置であることにかんがみ、出資の前提となる事業計画認定の具体的な基準及び手続を早急に定めること。なお、その運用に当たっては、公正性及び透明性を確保しつつ、安易な企業救済とならないよう配慮すること。

二 事業者による認定事業計画の実施がその雇用する労働者に多大な影響を与える可能性があることにかんがみ、主務大臣が事業計画を認定するに当たっては、計画が労働組合等との十分な協議を経て作成される等、事業者が従業員の理解及び協力を得るために必要な話し合いを行ったかについて、確認するよう努めること。

三 中小企業承継事業再生計画については、認定の対象となる中小企業者の債務等の基準を基本指針等において明確にするとともに、運用においては要件だけでなく、業態の特性や企業固有の事情等を勘案すること。

四 中小企業承継事業再生計画においては、不採算部門が恣意的に選定され、労働者の切捨てが行われることがないようにすること。また、第二会社に移行する従業員者の労働条件が不

当に切り下げられることのないよう、計画の作成に当たっては、特定中小企業者が労働組合等と協議により十分な話し合いを行うとともに、中小企業再生支援協議会の助言を受けること等を要件とすること。
右決議する。

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律